

2009年4月15日

日本木材学会の一般社団法人化へ向けて

日本木材学会は平成22年5月を目標に、本学会を一般社団法人とする方向で動いています。この度の総会では、この計画への皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたく、ここに学会を社団法人とする必要性ならびにこれまでの経緯を簡単に説明させていただきます。

1. 法人化の必要性について

「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、これまで任意団体であった多くの学術団体が法人化へ向けての動きを強めております。法人化を目指す第一の目的は、学会としての信用力の確保です。法人化することにより、政府・自治体からの研究受託、助成など本来学会が必要とする権利能力を獲得することが可能となります。また、学会から社会に向けた情報や意見の発信に対しても、社会的認知や信用度が増すこととなります。これからは学術団体に対しても社会的な役割がいろいろと期待されることになるとと思いますが、それらに応えるには、法人格が必須のものとなりつつあります。また、卑近な例では銀行口座を作る際にも現在の任意団体のままですと会長の個人名義で口座を開設しなければならず、会長交代の度に名義変更が必要となるなど多くの不都合をかかえています。しかし、法人格を得ると、学会名で口座を開くことが可能になります。さらには、学会の名義で資産をもつことも可能となり、私法上の取引主体としての地位も確保されます。以上のような状況から、現在、学会は法人化せざるを得ない状況におかれていると行っても過言ではありません。

2. 木材学会における法人化検討の経緯について

任意団体である木材学会にとって、法人化することは長年の懸案であり、すでに10年以上前から役員選出方法を始めとして、法人化へ向けての体制を整えてまいりました。しかしながら、平成13年度以降公益法人制度改革の動きがスタートし、制度自体の枠組みが明確ではなかったため、しばらく様子見の状態となっていました。ところが公益法人認定法が平成20年12月に施行されることと相前後して、法人格を持っていなかった学術団体の多くも、一般社団法人化をめざす動きを強めて参りました。日本木材学会でも川井財政委員長にお願いして法人化の是非の検討をお願いしたところ、速やかに実行に移すべきとの答申をいただいたため、第xxx回理事会において、学会の法人化へ向けて動き出すことについてご了承をいただき、次の第xxx回理事会で、会長を委員長とする法人化実行委員会の立ち上げをお認めいただいた次第です。

なお、新しい公益法人制度では、一般社団法人が公益性に関して定められた基準を満たしていると認定を受けた場合は公益社団法人となり、寄付金などについて税制上の優遇措置を受けることができます。木材学会では、この公益認定も視野に入れて法人化を進めることにしています。

3. 法人化実行のスケジュールについて

今後のスケジュールについては現在法人化実行委員会で検討を進めているところです。法人化のタイミングが執行部交代の時期と重なると事務作業量が膨大になることが危惧されますので、移行時期を来年度の総会時と定め、そのときに現在の日本木材学会を解散し、新たな一般社団法人日本木材学会へと移行することを予定しております。それまでに新たな学会定款を定め、法人の登記等を行います。また、支部、研究会等の経理が本部との連結決算になりますので、これからの一年間に、それぞれの体制を見直していただく必要が生じることになるかと思えます。

従って、今回の総会において、会員皆様に上記の方針についてご承認していただくことが必須の条件となるわけです。なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

日本木材学会法人化実行委員会
委員長 太田 正光